

監 第 4 7 号  
平成 22 年 12 月 3 日

請求人 様

京都市監査委員	富	喜久夫
同	安井	勉
同	不室	嘉和
同	出口	康雄

住民監査請求について（通知）

平成 22 年 11 月 19 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、京都市（以下「市」という。）の工事業者として指定されている A が、水道工事の施工に当たり、お知らせの書類を投函しただけで、何ら説明を行わずに当該工事に着工したことを理由に、市が A を市の工事業者として指定することが不当であるとして、当該指定行為に係る監査及び当該指定の取消しの勧告を求めるものである。
- 2 住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実に限られるところ、当該指定行為は、同項に掲げられている行為又は事実の類型のいずれにも該当しないことから、本件請求は、同項の規定に適合しているとは認められない。